

# ○福岡都市圏南部環境事業組合個人情報保護に関する規則

平成25年3月28日  
規則第1号

(目的)

**第1条** この規則は、福岡都市圏南部環境事業組合個人情報保護条例（平成25年条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則において使用する用語の意義は、条例の例による。

(個人情報の保管等に係る登録又は登録の修正)

**第3条** 条例第5条第1項第5号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報保護管理責任者の職名
- (2) 個人情報の収集の方法及び期間
- (3) 個人情報の利用の方法
- (4) 個人情報の記録の形態
- (5) 個人情報の記録を利用する事務を分掌する組織の名称
- (6) 個人情報の記録の保存の方法及び年限
- (7) 個人情報の処理の委託の有無
- (8) その他参考となるべき事項

2 条例第5条第1項又は第2項の規定による個人情報の保管等に係る登録又は登録の修正は、福岡都市圏南部環境事業組合個人情報登録簿（様式第1号）により行うものとする。

3 実施機関は、前項の規定により登録又は登録の修正を行ったときは、当該登録簿を管理者に提出するものとする。

4 登録された個人情報につき、同一類型の個人情報の保管等を行うときは、再登録をする必要がないものとする。

5 管理者は、第2項の登録簿を一般の閲覧に供するものとする。

(登録の抹消)

**第4条** 実施機関は、条例第5条第2項の規定により個人情報の保管等を廃止し、登録の抹消をしたときは、福岡都市圏南部環境事業組合個人情報保管等廃止届（様式第2号）を管理者に提出するものとする。

2 管理者は、前項の廃止届を一般の閲覧に供するものとする。

(登録等に係る審議会への報告)

**第5条** 条例第5条第3項の規定による福岡都市圏南部環境事業組合個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）への登録又は登録の修正の報告は、福岡都市圏南部環境事業組合個人情報登録報告書（様式第3号）により行うものとする。

2 条例第5条第3項の規定による審議会への登録の抹消の報告は、福岡都市圏南部環境事業組合個人情報登録抹消報告書（様式第4号）により行うものとする。  
（収集）

**第6条** 条例第6条第3項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 本人の同意がある場合
- (2) 法令（条例を含む。）に定めがある場合
- (3) 出版、報道等により公にされているものから個人情報を収集する場合
- (4) 人の生命、身体若しくは財産に対する危険を避けるため特に必要があると認められる場合又は緊急かつやむを得ない事由があると認められる場合
- (5) 所在不明、心身喪失等の事由により、本人から収集することができない場合であつて、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関の職員の公務の執行のため又は住民の福祉向上を図るため特に必要があると、管理者が審議会の意見を聴いて認めた場合

2 実施機関は、前項第4号の規定により本人以外の者から個人情報を収集したときは、当該本人に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。ただし、管理者が審議会の意見を聴いて、その必要がないと認めた場合は、この限りでない。

- (1) 収集した個人情報の項目
- (2) 個人情報を収集した組織の名称
- (3) 個人情報を本人以外の者から収集した理由
- (4) 収集した個人情報の利用目的
- (5) 収集の根拠
- (6) その他実施機関が必要と認める事項

3 前項の規定により、本人に通知する場合は、福岡都市圏南部環境事業組合個人情報収集通知書（様式第5号）又は口頭若しくは公示により行うものとする。

（例外利用等）

**第7条** 条例第7条第3項の規定による記録及び保存は、福岡都市圏南部環境事業組合個人情報例外利用等記録簿（様式第6号）により行うものとする。

2 条例第7条第4項の規定による報告は福岡都市圏南部環境事業組合個人情報例外利用等報告書（様式第3号）により行うものとする。ただし、同条第2項第6号の規定によりあらかじめ審議会の意見を聴く場合は、福岡都市圏南部環境事業組合個人情報例外利用等に関する事前意見依頼書（様式第7号）により行うものとする。

3 実施機関は、条例第7条第2項第5号の規定により例外利用等をしたときは、その事実を書面により本人に通知するものとする。ただし、管理者が審議会の意見を聴いてその必要がないと認めた場合は、この限りでない。

(外部提供を受ける者に対する措置要求)

**第8条** 実施機関は、外部提供をする場合において、必要があると認めるときは、条例第7条第6項の規定により、次に掲げる事項のうち当該外部提供に関し必要と認められるものを条件として付するものとする。

- (1) 個人情報の秘密の保持並びに個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損、紛失その他の事故及び不当な目的への利用の防止に関する事項
- (2) 利用目的の範囲を超える個人情報の利用の禁止に関する事項
- (3) 外部提供を受けた者以外の者への個人情報の提供の禁止に関する事項
- (4) 外部提供に係る個人情報の利用を認める期間に関する事項
- (5) 利用期間の終了後又は利用目的の達成後の個人情報の取扱いに関する事項
- (6) 事故発生時の報告義務に関する事項
- (7) 立入調査に応ずる義務に関する事項
- (8) 損害賠償に関する事項
- (9) この項の規定により付した条件に違反した場合の実施機関の命令に従う義務に関する事項
- (10) その他実施機関が個人情報の保護に関し必要と認める事項

2 実施機関は、外部提供を受けた者が、前項各号（第8号及び第9号を除く。）の規定により付された条件に違反していると認めるときは、直ちに当該外部提供を一時停止するとともに、当該外部提供を受けた者に対し、報告を求め、必要があると認めるときは、当該個人情報の利用の中止、返還、廃棄その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(個人情報保護管理責任者)

**第9条** 条例第9条第1項に規定する個人情報保護管理責任者は、課（これに相当する組織を含む。）の長をもって充てる。

(苦情の申出)

**第10条** 条例第10条に規定する苦情の申出は、福岡都市圏南部環境事業組合個人情報苦情申出書（様式第8号）により行うものとする。ただし、実施機関が認めるときは、口頭により行うことができるものとする。

- 2 実施機関は、苦情の申出があった場合において、当該申出に理由があると認めるときは、是正その他必要な措置を講じなければならない。
- 3 実施機関は、前項の措置を講ずることを決定したときは、苦情の申出をした者に対し、福岡都市圏南部環境事業組合個人情報苦情申出処理内容通知書（様式第9号）により通知するものとする。

(開示請求の手續)

**第 1 1 条** 条例第 11 条第 1 項の規定による開示請求は、次に掲げる事項を記載した請求書により、当該個人情報に係る本人が行うものとする。

- (1) 請求者の住所、氏名及び連絡先（代理人が請求する場合は、当該個人情報に係る本人の氏名）
- (2) 個人情報の記録の名称
- (3) 請求の趣旨及び内容
- (4) 請求の区分（閲覧、写しの交付又は閲覧及び写しの交付の別）

2 前項の開示請求は、原則として福岡都市圏南部環境事業組合個人情報開示請求書（様式第 10 号）によるものとする。

3 開示請求を行う場合は、運転免許証、旅券、住民基本台帳カードその他官公署が発行した書類で、当該個人情報に係る本人であることを証するものを提出し、又は提示しなければならない。

4 開示請求を行う者が条例第 11 条第 2 項に規定する未成年者の法定代理人である場合は、前項の書類に代えて次に掲げる書類を提出し、又は提示しなければならない。

- (1) 当該法定代理人に係る運転免許証、旅券、住民基本台帳カードその他官公署が発行した書類で、本人であることを証するもの
- (2) 戸籍謄本、住民票の写し、健康保険の被保険者証その他その者が開示請求に係る未成年者の法定代理人であることを証する書類

5 開示請求を行う者が条例第 11 条第 2 項に規定する成年被後見人の法定代理人である場合は、第 3 項の書類に代えて次に掲げる書類を提出し、又は提示しなければならない。

- (1) 当該法定代理人に係る運転免許証、旅券、住民基本台帳カードその他官公署が発行した書類で、本人であることを証するもの
- (2) 登記事項証明書、審判決定通知書その他その者が開示請求に係る成年被後見人の法定代理人であることを示す書類

(代理人の資格喪失の届出)

**第 1 2 条** 条例第 11 条第 2 項の規定により開示請求を行った代理人は、開示決定等の通知を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに書面により、その旨を当該開示請求をした実施機関に届け出なければならない。個人情報の記録の開示を受ける前にその資格を喪失したときも、同様とする。

2 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

(開示の手續)

**第 1 3 条** 条例第 14 条第 1 項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1) 個人情報の記録の全部を開示する旨の決定 福岡都市圏南部環境事業組合個人情報開示決定通知書（様式第 11 号）
  - (2) 個人情報の記録の一部を開示する旨の決定 福岡都市圏南部環境事業組合個人情報一部開示決定通知書（様式第 12 号）
  - (3) 個人情報の記録の全部を開示しない旨の決定（条例第 13 条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る個人情報の記録を保管していないときを含む。）  
福岡都市圏南部環境事業組合個人情報不開示決定通知書（様式第 13 号）
- 2 条例第 14 条第 1 項の規定により事務処理上の困難その他正当な理由がある場合において、開示決定等の期間を延長しようとするときは、実施機関は、福岡都市圏南部環境事業組合個人情報開示決定期間延長通知書（様式第 14 号）により、開示請求者に通知するものとする。
- （第三者保護に関する手続）

**第 14 条** 条例第 15 条第 1 項又は第 2 項の規定により第三者に対し、意見書を提出する機会を与えようとするときは、福岡都市圏南部環境事業組合個人情報第三者意見照会書（様式第 15 号）により行うものとする。

2 条例第 15 条第 1 項及び第 2 項に規定する意見書は、原則として福岡都市圏南部環境事業組合個人情報第三者意見書（様式第 16 号）により提出するものとする。

3 条例第 15 条第 3 項の規定による通知は、第三者個人情報開示決定通知書（様式第 17 号）により行うものとする。

（開示の実施及び費用）

**第 15 条** 条例第 16 条第 1 項に規定する規則で定める方法は、電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧及び交付とする。ただし、記録媒体の開示については、再生機器で再生したものの視聴とする。

2 条例第 18 条の規定による費用の負担額等については、福岡都市圏南部環境事業組合情報公開に関する規則（平成 18 年規則第 9 号）第 8 条の規定を準用する。

（訂正の手続）

**第 16 条** 条例第 19 条第 1 項及び第 2 項の規定による訂正請求は、次に掲げる事項を記載した請求書により行うものとする。

(1) 請求者の住所、氏名及び連絡先（代理人が請求する場合は、当該個人情報に係る本人の氏名）

(2) 個人情報の記録の名称

(3) 請求の趣旨及び内容

(4) 請求の区分（訂正、追加又は削除の別）

2 前項の訂正請求は、原則として福岡都市圏南部環境事業組合個人情報訂正請求書（様式第 10 号）により行うものとする。

3 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の記録が、条例第 16 条の規定又は条例第 17 条

に定める他の法令の規定により開示を受けたものであることを確認するため必要があるときは、当該訂正請求をした者に対し、福岡都市圏南部環境事業組合個人情報開示決定通知書、福岡都市圏南部環境事業組合個人情報一部開示決定通知書その他必要な書類の提示を求めることができる。

4 条例第 19 条第 5 項の規定による通知は、福岡都市圏南部環境事業組合個人情報訂正可否決定通知書（様式第 18 号）により行うものとする。

5 条例第 19 条第 5 項の規定により事務処理上の困難その他正当な理由がある場合において、訂正の可否決定の期間を延長しようとするときは、実施機関は、福岡都市圏南部環境事業組合個人情報訂正決定期間延長通知書（様式第 14 号）により、当該訂正請求をした者に通知するものとする。

6 条例第 19 条第 7 項の規定による通知は、福岡都市圏南部環境事業組合個人情報訂正実施通知書（様式第 19 号）により行うものとする。

（利用停止等の手続）

**第 17 条** 条例第 20 条第 1 項の規定による利用停止等の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書により行うものとする。

(1) 請求者の住所、氏名及び連絡先（代理人が請求する場合は、当該個人情報に係る本人の氏名）

(2) 個人情報の記録の名称

(3) 請求の趣旨及び内容

(4) 請求の区分（消去、利用の停止又は提供の停止の別）

2 前項の利用停止等の請求は、原則として福岡都市圏南部環境事業組合個人情報利用停止等請求書（様式第 10 号）により行うものとする。

3 実施機関は、利用停止等請求に係る個人情報の記録が、条例第 16 条の規定又は条例第 17 条に定める他の法令の規定により開示を受けたものであることを確認するために必要があるときは、当該利用停止等を請求した者に対し、福岡都市圏南部環境事業組合個人情報開示決定通知書、福岡都市圏南部環境事業組合個人情報一部開示決定通知書その他必要な書類の提示を求めることができる。

4 条例第 20 条第 5 項の規定による通知は、福岡都市圏南部環境事業組合個人情報利用停止等可否決定通知書（様式第 18 号）により行うものとする。

5 条例第 20 条第 5 項の規定により事務処理上の困難その他正当な理由がある場合において、利用停止等の可否決定の期間を延長しようとするときは、実施機関は、福岡都市圏南部環境事業組合個人情報利用停止等決定期間延長通知書（様式第 14 号）により、当該利用停止等請求をした者に通知するものとする。

（審査請求の手続）

**第 18 条** 条例第 21 条第 1 項に規定する審査請求は、福岡都市圏南部環境事業組合個人情報審査請求書（様式第 20 号）により行うものとする。

(審査会への諮問等)

**第 19 条** 福岡都市圏南部環境事業組合行政不服審査会（以下「審査会」という。）への諮問は、福岡都市圏南部環境事業組合個人情報審査請求に係る諮問書（様式第 21 号）により行うものとする。

2 実施機関は、審査会に諮問したときは、次に掲げるものに対し、福岡都市圏南部環境事業組合行政不服審査会諮問通知書（様式第 22 号）により、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人
- (2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 訂正請求者（訂正請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (4) 利用停止等請求者（利用停止等請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (5) 当該審査請求に係る開示決定について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求又は参加人である場合を除く。）

3 審査会の答申は、福岡都市圏南部環境事業組合個人情報審査請求に係る答申書（様式第 23 号）により行うものとする。

4 実施機関は、前項の答申を受けて審査請求の認容若しくは棄却について決定したとき又は却下し、若しくは開示決定をしたときは、速やかに福岡都市圏南部環境事業組合個人情報審査請求決定通知書（様式第 24 号）により当該審査請求人に通知しなければならない。この場合において、審査会の答申を受けて審査請求について決定したときは、当該答申書の写しを添付して通知するものとする。

(個人情報取扱業務の受託者等に対する規制)

**第 20 条** 実施機関は、条例第 25 条第 1 項に規定する個人情報取扱業務を委託しようとするときは、委託契約の締結時に、受託者等が個人情報の保護のために講ずべき措置について、福岡都市圏南部環境事業組合受託者等における個人情報保護措置基準（様式第 25 号）により明らかにしなければならない。ただし、業務の性質又は目的により、その必要がないと認められる場合は、この限りではない。

(報告)

**第 21 条** 条例第 30 条に規定する報告は、前年度の個人情報保護の運用の状況について報告書を作成し、毎年度最初に召集する福岡都市圏南部環境事業組合議会定例会に報告することにより行うものとする。

2 条例第 30 条に規定する公表は、前項の報告書を福岡都市圏南部環境事業組合の情報公開に関する窓口において閲覧に供する方法等により行うものとする。

(委任)

**第 22 条** この規則に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

## 附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 29 日規則第 4 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 福岡都市圏南部環境事業組合個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成 年条例第 号）附則第 3 項の規定により、なおその効力を有することとされる同条例第 21 条（第 4 項を除く。）の規定による福岡都市圏南部環境事業組合個人情報保護審査会への諮問に係る手続きについては、なお従前の例による。この場合において、これらの規定中「福岡都市圏南部環境事業組合個人情報保護審査会」とあるのは「福岡都市圏南部環境事業組合行政不服審査会」と、「不服申立て」とあるのは「審査請求」と、「不服申立人」とあるのは「審査請求人」と、読み替えるものとする。